

体系区分	規程
制定年月日	2024年4月1日

市場取引監視委員会規程

一般社団法人電力需給調整力取引所

目 次

第1条	目的	1
第2条	本委員会の権限等	1
第3条	組織、委員の委嘱等	1
第4条	委員の任期	1
第5条	委員の補充	1
第6条	委員の身分保障	1
第7条	解嘱	2
第8条	委員会	2
第9条	秘密保持	2
第10条	意見の尊重	2
第11条	議事録	2
付則		3

(目的)

第1条 本規程は、定款33条第1項の規定に基づき、本法人に市場取引監視委員会（以下、「本委員会」という）を設置し、本委員会の組織および権限その他必要な事項を定めることを目的とする。

(本委員会の権限等)

第2条 本委員会は、本法人の運営する需給調整市場における市場取引の監視を通じて、取引規程に定める禁止行為（不公正な取引）に該当する行為の有無、及び禁止行為を行った取引会員に対して実施すべき処分等の判定を行い、理事会に対して提言し、または意見を述べる。

2 本委員会は、事務局長に対し、本法人の有する市場情報等の提供を求め、また、市場監視業務を担当する職員に調査等を実施させることができる。

3 本委員会は、理事会に対して第1項の意見に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(組織、委員の委嘱等)

第3条 本委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、需給調整市場における取引について学識経験を有する者のうちから理事会が委嘱する。

3 本委員会に委員長1名を置き、委員長は本委員会を構成する委員のうちから理事会が委嘱する。

4 在任中の委員は、電力の取引に関係のある事業者団体と関係を持ち、または需給調整市場における取引を業として営む企業の役員、顧問もしくは評議員となり、直接間接に当該企業の経営に参加し、当該企業から反対給付を受け、もしくは当該企業に投資することができない。

5 委員長は、本委員会を代表し、会議の議長となり会務を総理する。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員の任期満了時から、新たに選任された委員が就任するまでの間は、任期満了した委員が、なおその職務を継続する。

(委員の補充)

第5条 委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、理事会はこれを補充する。この場合、その任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(委員の身分保障)

第6条 委員長および委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されない。

(1) 成年被後見人もしくは被保佐人となったときまたは破産の宣告を受けたとき

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき

(3) 本委員会により、心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき、または職務上の義務違反、その他委員長もしくは委員たるに適しない非行があると認められたとき

(解嘱)

第7条 理事会は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長または委員を解嘱しなければならない。

(委員会)

第8条 本委員会は、原則として年4回開催する。ただし、委員長は委員からの要求があったときは、本委員会を招集しなければならない。

2 本委員会は、委員総数の過半数の出席により成立する。

3 本委員会の議事は、全会一致を原則とするが、議決が必要な場合、出席した委員のうち4分の3以上の賛成をもってこれを決する。

(秘密保持)

第9条 委員長もしくは委員またはこれらの職にあった者は、その職務に関し知得した秘密を他に漏らし、または窃用してはならない。

(意見の尊重)

第10条 理事会は、意見を受けたときはこれを尊重しなければならない。

(議事録)

第11条 本委員会は、議事録を作成し、審議に要した関係書類と共にこれを本法人の事務局に保存させる。

付 則

本規程は、2024年4月1日から施行する。

以 上